

期中の評価個表

| | | | |
|---------|----------------------|--------|------------------|
| 事業名 | 水源林造成事業 | 事業計画期間 | S 36～H67（最長95年間） |
| 事業実施地区名 | 近畿北陸整備局 昭和36年度契約地 | 事業実施主体 | 独立行政法人緑資源機構 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------|--|---------|-------------|---------|-------------|------------|------|
| 事業の概要・目的 | 民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源機構が分取造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業で、契約件数 98件、植栽面積 4,973ha。 | | | | | | |
| ① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等 | <p>費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総便益 (B)</td> <td>235,955 百万円</td> </tr> <tr> <td>総費用 (C)</td> <td>112,550 百万円</td> </tr> <tr> <td>分析結果 (B/C)</td> <td>2.10</td> </tr> </table> | 総便益 (B) | 235,955 百万円 | 総費用 (C) | 112,550 百万円 | 分析結果 (B/C) | 2.10 |
| 総便益 (B) | 235,955 百万円 | | | | | | |
| 総費用 (C) | 112,550 百万円 | | | | | | |
| 分析結果 (B/C) | 2.10 | | | | | | |
| ② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化 | <p>関係市町村における民有林の未立木地面積は、平成2年から平成12年にかけて減少したものの、現在なお2万ha程度存在し、引き続き森林造成が必要である。</p> <p>また、関係市町村における私有林の不在村者所有森林は増加傾向にあり、地域における森林の管理水準の低下が危惧される。</p> | | | | | | |
| ③ 事業の進捗状況 | <p>生育状況(注)は、スギ42.0年生で樹高16.0m、胸高直径22.1cm、1ha当たり材積303m³となっている。</p> <p>広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分の占める割合は、全体の16%である。</p> <p>適切な森林整備の実施により人工林としての景観の向上に配慮するとともに、作業道開設等においては景観と調和する間伐材等木材を利用した工法の採用を進めている。</p> <p>(注) 林齢別の生育状況を林齢別面積で加重平均したもので、広葉樹林化した林分（広葉樹等の後生天然性樹木が過半を占める林分）及び植栽木の生育が遅れている林分（植栽木の樹高、1ha当たり材積がいずれも収穫予測表の5等地の数値を10%以上下回る林分）を含む。</p> | | | | | | |
| ④ 関連事業の整備状況 | 当該契約面積のうち、57%が大聖寺川水系九谷ダム、新宮川水系池原ダム等のダムに係る流域（集水区域）内に位置しており、27%が水道施設に係る流域（集水区域）内に位置している。 | | | | | | |
| ⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向 | 周辺の平均的な山林と同様の生育をしており、所在市町村及び契約相手方からの機能発揮への期待が大きく、引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。 | | | | | | |
| ⑥ 事業コスト縮減等の可能性 | 間伐に当たっては、契約相手方の理解を得るなかで選木及び間伐方法を工夫（列状間伐や間伐率を最大限に適用した強度な間伐等）することによりコスト縮減を図る。 | | | | | | |
| ⑦ 代替案の実現可能性 | 広葉樹林化した林分及び植栽木の生育が遅れている林分について、分取造林契約に基づく契約相手方との協議等を経て、事業の実施方法を変更することは可能である。 | | | | | | |
| 第三者委員会の意見 | <p>植栽木の生育が順調な林分については、森林・林業情勢、植栽木等の生育状況、ダムや水道施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適當と考える。</p> <p>ただし、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめることとする。</p> | | | | | | |
| 評価結果及び事業の実施方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性が認められる。 ・効率性：効率性を確保するため、雪害等によって広葉樹林化した一部の林分については、侵入広葉樹の育成に重点をおいた施業へ変更し、また、植栽木の生育が遅れている一部の林分については、植栽木の成長を見守りつつ、当分の間必要最小限の保育等にとどめる。 ・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性が認められる。 <p>事業の実施方針 一部の林分について事業の実施方法を見直しのうえ、継続する。</p> | | | | | | |